

第5章

5 疾病・5 事業及び在宅医療の医療連携体制

- 1 医療連携体制の基本的な考え方
- 2 5 疾病の医療連携体制
- 3 5 事業の医療連携体制
- 4 在宅医療の医療連携体制

1 医療連携体制の基本的な考え方

(1) 医療連携体制構築の趣旨

急性期から回復期、慢性期までを含めた一体的かつ疾病・事業横断的な医療提供体制の構築等、今般、医療計画制度の見直しが行われました。その趣旨を踏まえながら、患者の立場に立ち、地域の限られた医療資源を有効に活用した、切れ目なく適切な医療の提供がなされる医療連携体制の構築を図っていくこととします。

特に県民の健康の保持を図るために広範かつ継続的な医療の提供が必要ながん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病、また、特に県民が安心して医療を受けられる体制の確保が重要である救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療の5事業、並びに在宅医療について、地域ごとに医療連携体制を構築し、その整備充実に努めます。

また、構築した地域ごとの医療連携体制については、5疾病・5事業及び在宅医療のそれぞれの機能を担う具体的な医療機関名などをわかりやすく計画に明示し、県民や患者が、地域の医療機能を理解し、病状・病期に適した質の高い医療を受けられるようにします。

(2) 5疾病・5事業及び在宅医療の医療連携体制に係る具体的な医療機関名と数値目標等

具体的な医療機関名は別冊に掲載し、電子媒体によって公表します。なお、医療機関の変更等も見込まれることから、必要に応じて加除修正します。

数値目標等は、必要に応じて今後も追加や見直しを行っていきます。

